

大学評価基準及び内部質保証 ルーブリック等について

大学認証評価委員会 副委員長
岡山学院大学
理事長・学長 原田 博史



一般財団法人 大学・短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

自己点検・評価の制度化

■ 平成3年7月に大学設置基準の大綱化

自己点検・評価が努力義務化

【教育研究活動等について自己点検を行い、自己点検の結果を踏まえ、改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の方向等、自己評価を行うこと。】

【一定期間ごとに行い、その間でもデータの収集・分析等を行いつつ、適宜必要な事項についての点検・評価を行うことなどが望ましい。】

【自己点検の項目や評価のあり方については、それぞれの短期大学自身が自主的に設定し、実施することが基本であるとした。】

■ 平成11年、自己点検・評価の実施と結果の公表の義務化及びその結果の学外者による検証が努力義務化された。

■ 平成16年4月から全ての大学、短期大学に認証評価が義務付けられた。

大学とは（学校教育法）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第九章 大学（第八十三条～第百十四条）

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

- ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

- ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。
- ③ 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)

学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基づき、大学設置基準を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条—第二条の三）
- 第二章 教育研究上の基本組織（第三条—第六条）
- 第三章 教員組織（第七条—第十三条）
- 第四章 教員の資格（第十三条の二—第十七条）
- 第五章 収容定員（第十八条）
- 第六章 教育課程（第十九条—第二十六条）
- 第七章 卒業の要件等（第二十七条—第三十三条）
- 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条—第四十条の四）
- 第九章 事務組織等（第四十一条—第四十二条の三）
- 第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十二条の三の二）
- 第十章 専門職学科に関する特例（第四十二条の四—第四十二条の十三）
- 第十一章 共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条）
- 第十二章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例（第四十九条の二—第四十九条の四）
- 第十三章 国際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条）
- 第十四章 雑則（第五十七条—第六十条）
- 附則

学士(専攻分野の名称)

学校教育法

第百四条 大学（専門職大学及び第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

- ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。
- ③ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。
- ④ 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

学士（専攻分野の名称）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条第一項の規定に
基き、**学位規則**を次のように定める。

（学士の学位授与の要件）

第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十條、第十條の二、第十一條及び第十三條を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第三条 法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六條及び第十六條の二に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第四条 法第百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（専攻分野の名称）

第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たつては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

事前規制と事後チェック

大学（短期大学を含む）を設立する際、**人材ニーズ・社会の要請に応え得る教育課程なのか、設置の趣旨とともに、その新しい教育課程の設置と存続に不可欠な財政基盤を持ち、学生確保の綿密な計画を有さなければならぬ。**

大学の設立の事務手続きには、**事前規制と事後チェック**がある。**事前規制は文部科学省に対する大学設置認可申請と私立の場合の寄附行為認可申請であり、事後チェックは、設置後、完成年度を迎えてから受審する認証評価である。**

認証評価の開始は、**平成16年**の学校教育法の改正により開始されたものである。それまで大学等が新設された後は完成年度を迎えるまでの間のアフターケアと言う経過報告の審査のみであった。

認証評価は、高等教育機関としての国際通用性の確保につながる。

国際通用性

2003年ベルリン・コミュニケ

「欧州高等教育圏の実現を目指して」

学士課程（学士号）、修士課程（修士号）、博士課程（博士号）の学位構造を促進させるため、学位資格のレベルや内容、学生の学習成果等について各国比較を可能にすること。

社会に対して、学生が獲得できる「学生の学習成果」と「三つの方針」を明確に示し、さらに、この学習成果を求めて入学した学生が教育を受け、卒業後に確実に獲得したことを明確に示すことで、教育の質保証が可能となる。

内部質保証

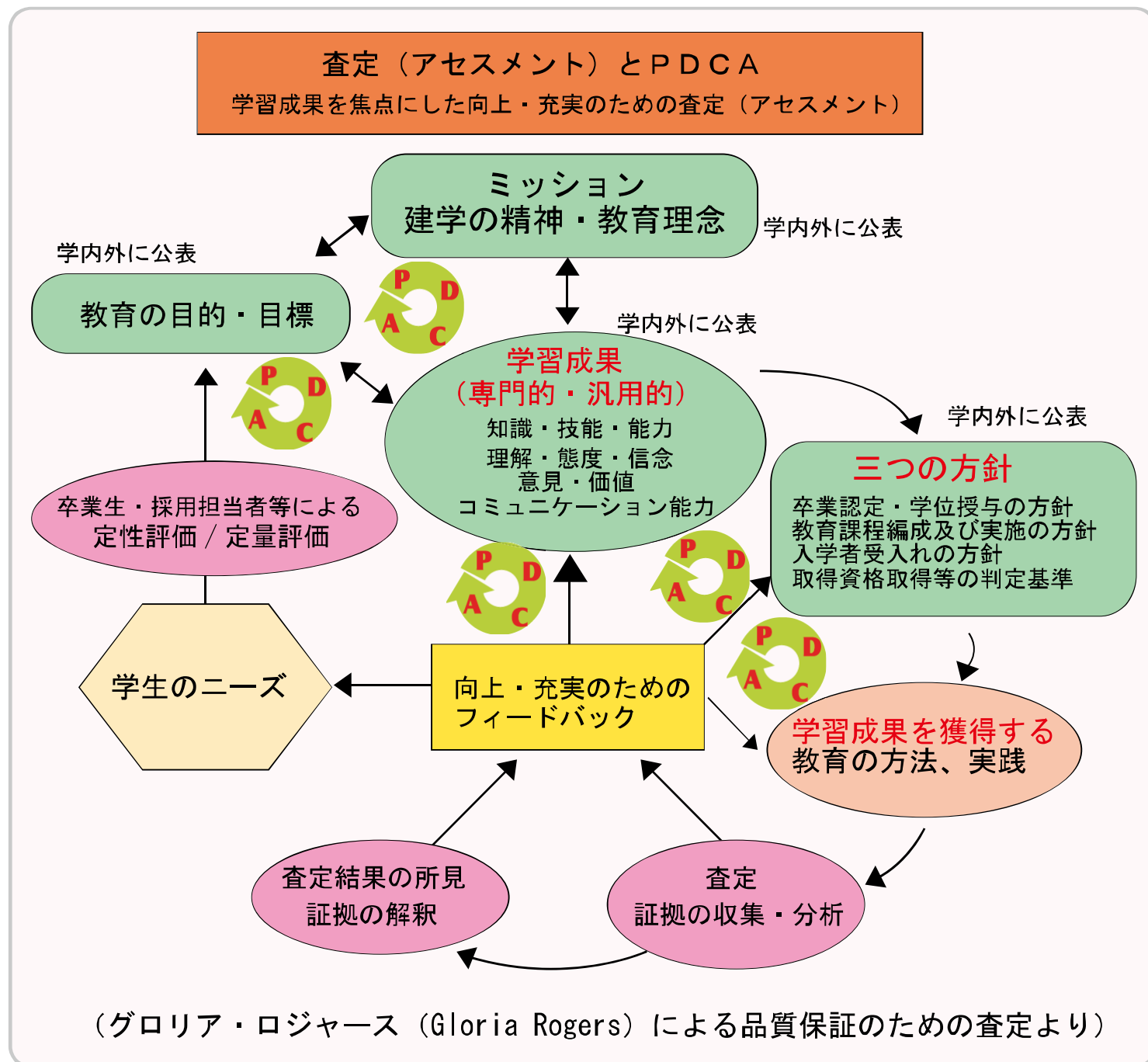
学生の学習成果を焦点にした機関全体を査定する仕組みと、三つの方針や学習支援を充実させるためのPDCAサイクルを稼働させなければならない。

自己点検・評価報告書には、査定とPDCAを日常的に繰り返し、学生の学習成果を向上・充実させている状況を明確に示す。

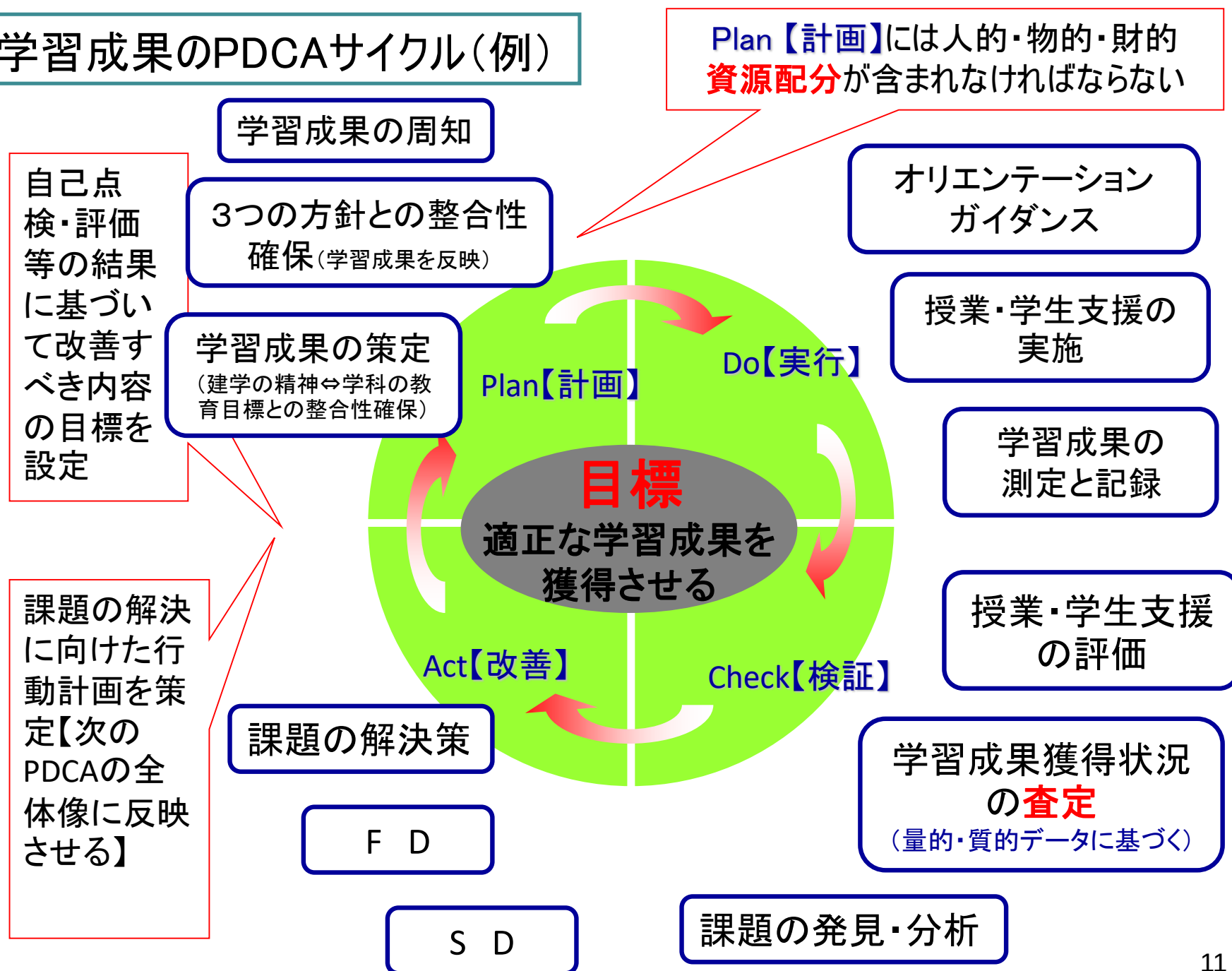
学習成果（学生の学習成果）

「学習者が一定の学習期間を終えた時に“どのような知識や理解に至り、何ができるようになっていくか”を明らかにしたもの」

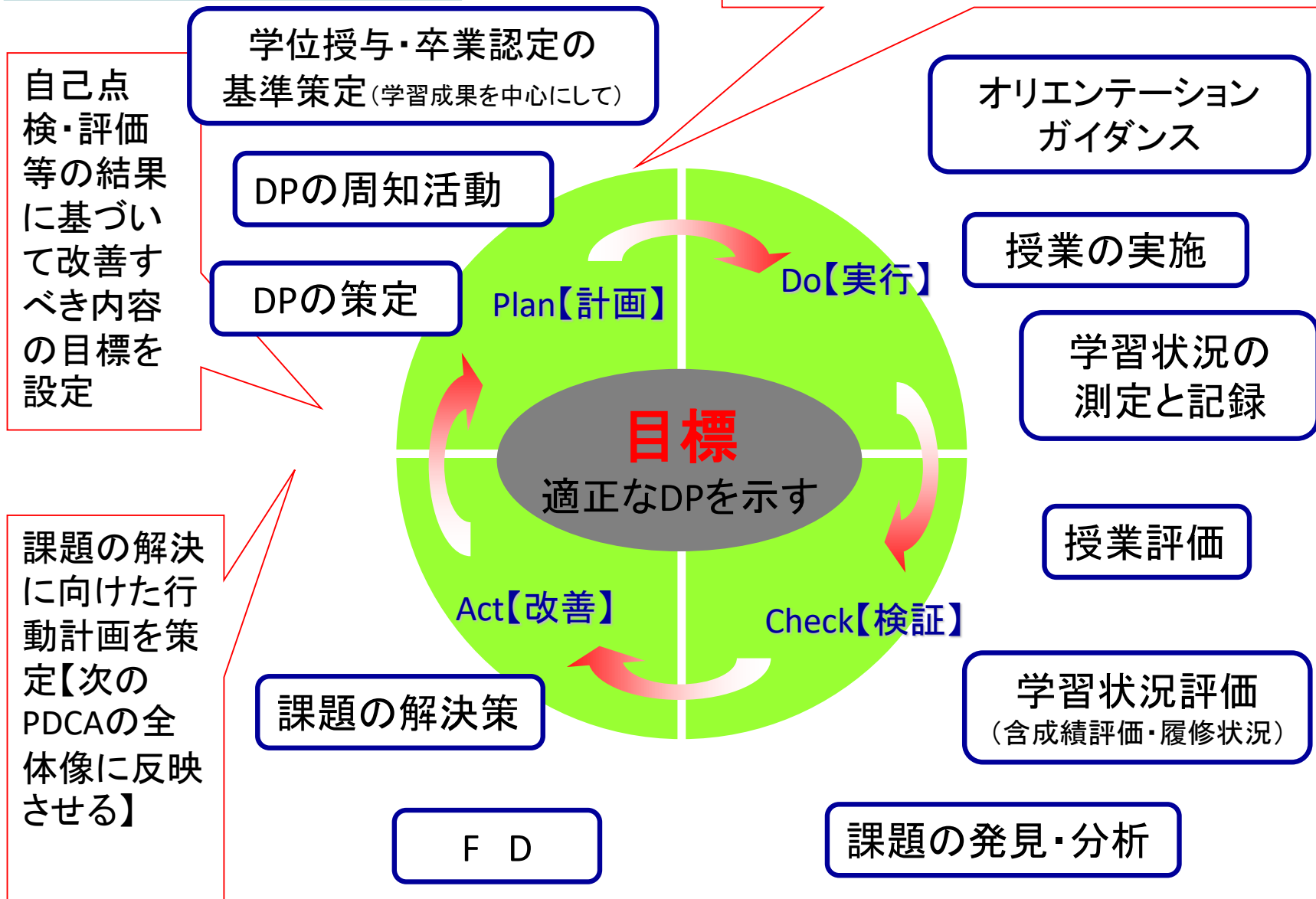
「学習か学修なのか」、Student Learning Outcomes から学習成果として「習」を使う。（大学改革支援・学位授与機構、大学基準協会も学習成果を使用している）



学習成果のPDCAサイクル(例)



学位授与の方針（DP）の PDCAサイクル（例）



教育課程編成・実施の方針（CP） のPDCAサイクル（例）

Plan【計画】には人的・物的・財的
資源配分が含まなければならない

自己点
検・評価
等の結果
に基づい
て改善す
べき内容
の目標を
設定

授業計画の策定

教育課程の編成

CPの策定

Plan【計画】

Do【実行】

オリエンテーション
ガイダンス

授業の実施

学習状況の
測定と記録

授業評価

学習状況評価
(含成績評価・履修状況)

課題の解決
に向けた行
動計画を策
定【次の
PDCAの全
体像に反映
させる】

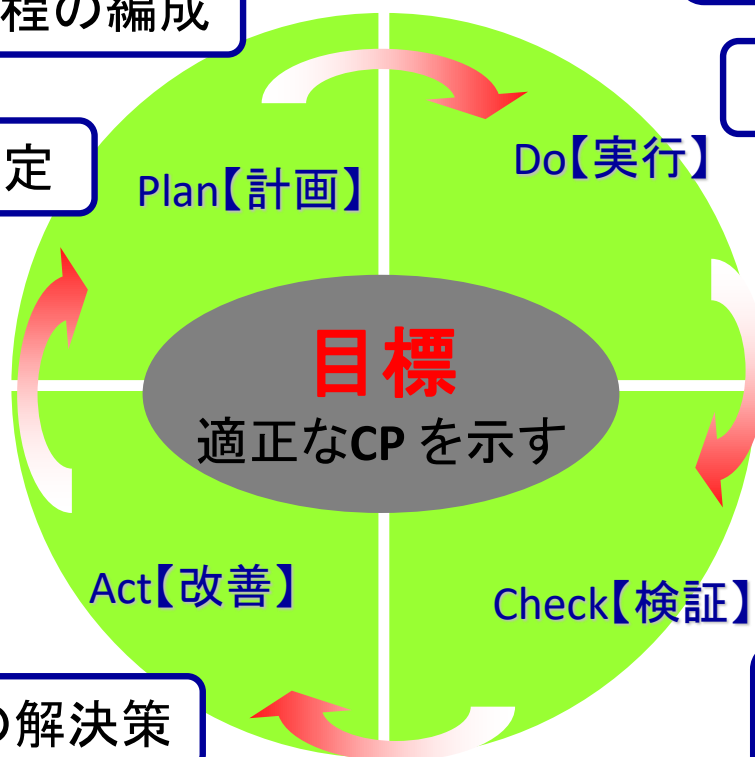
課題の解決策

F D

Act【改善】

Check【検証】

課題の発見・分析



入学者受入れの方針（AP）の
PDCAサイクル（例）

Plan【計画】には人的・物的・財的
資源配分が含まなければならない

入学試験

オリエンテーション
ガイダンス

APの周知活動

授業の実施

自己点
検・評価
等の結果
に基づい
て改善す
べき内容
の目標を
設定

APの策定

Plan【計画】

Do【実行】

学習状況の
測定と記録

目標

適正なAPを示す

授業評価

Act【改善】

Check【検証】

学習状況評価
（含成績評価・履修状況）

課題の解決策

F D

S D

課題の発見・分析

課題の解決
に向けた行
動計画を策
定【次の
PDCAの全
体像に反映
させる】

授業改善のPDCAサイクル（例）

Plan【計画】には人的・物的・財的
資源配分が含まなければならない

自己点
検・評価
等の結果
に基づい
て改善す
べき内容
の目標を
設定

シラバス（学習成果の明確化）

科目の目標

教育課程

授業の実施

学習の評価
（成績評価）

Plan【計画】

Do【実行】

目標

学習成果の獲得に
向けた授業実施

Act【改善】

Check【検証】

授業評価

学習成果の**査定**
（量的・質的データに基づく）

課題の解決策

F D

課題の発見・分析

課題の解決
に向けた行
動計画を策
定【次の
PDCAの全
体像に反映
させる】

大学評価基準（Ⅰ～Ⅳ） テーマ・区分・（観点）

基準 I ミッションと教育の効果

基準 I-A ミッション

基準 I-A-1 ミッションを確立している。

基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

基準 I-B 教育の効果

基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。

基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

基準 I-C 内部質保証

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

基準 I-C-2 教育の質を保証している。

基準 I-A ミッション

基準 I-A-1 ミッションを確立している。

【参考】

- (1) ミッションは大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) ミッションは教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) ミッションを学内外に表明している。
- (4) ミッションを学内において共有している。
- (5) ミッションを定期的に確認している。

基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

【参考】

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地方公共団体、企業(等)、教育機関、研究機関、文化団体及び海外の諸機関等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

基準 I -B 教育の効果

基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。

【参考】

- (1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。
- (2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。

【参考】

- (1) 大学としての学習成果をミッションに基づき定めている。
- (2) 学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。

【参考】

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

基準 I -C 内部質保証

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

【参考】

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

基準 I -C-2 教育の質を保証している。

【参考】

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

基準Ⅱ-A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。

基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。

基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

基準Ⅱ-B 学生支援

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

基準Ⅱ-A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

【参考】

- (1) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

【参考】

- (1) 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、体系的に教育課程を編成している。
 - ① 大学設置基準等にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
 - ④ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
 - ⑤ 成績評価は学習成果の獲得を大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑥ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑦ 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
- (4) 専門職学科における授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割は明確である。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。

【参考】

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

【参考】

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (8) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。

【参考】

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

【参考】

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

【参考】

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

基準Ⅱ-B 学生支援

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

【参考】

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

【参考】

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学部・研究科等の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。
- (11) 編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

【参考】

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、大学行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

【参考】

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学部・研究科等ごとに卒業・修了時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

基準Ⅲ-A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

基準Ⅲ-B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

基準Ⅲ-D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

基準Ⅲ-A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

【参考】

- (1) 大学及び学部・研究科等の教員組織を編制している。
- (2) 大学及び学部・研究科等の専任教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

【参考】

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

【参考】

- (1) 大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

【参考】

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

基準Ⅲ-B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

【参考】

- (1) 校地の面積は大学設置基準等の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は大学設置基準等の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (7) 通信による教育を行う学部・研究科等を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (8) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (9) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (10) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (11) 適切な面積の体育館を有している。
- (12) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

【参考】

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

【参考】

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

基準Ⅲ-D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

【参考】

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去5年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 大学の財政と大学設置法人の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士等の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債等の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

【参考】

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 大学設置法人及び大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。

基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

【参考】

- (1) 大学の将来像が明確になっている。
- (2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。

基準Ⅳ-C ガバナンス

基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。

基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。

基準Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。

【参考】

- (1) 大学設置法人の長は、大学設置法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- (2) 大学設置法人の長は、法令等の規定に基づいて諸会議を開催し、適切に運営している。
- (3) 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。

【参考】

- (1) 学長は、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

基準Ⅳ-C ガバナンス

基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。

【参考】

- (1) 監事は、大学設置法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、大学設置法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、関係会議で意見を述べている。
- (3) 監事は、大学設置法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し提出している。

基準Ⅳ-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。

【参考】

- (1) 評議員会等の諮問機関等は、法令等に基づき運営している。

基準Ⅳ-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

【参考】

- (1) 法令に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。

内部質保証ルーブリック

内部質保証ルーブリック

項 目		Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1	ミッションを確立している。 教育目的・目標を確立している。	☐ ミッションを公表している。	☒ ミッションを公表している。	☒ ミッションを公表している。	☒ ミッションを公表している。
			☐ ステークホルダーが認識できるよう努めている。	☒ ステークホルダーが認識できるよう努めている。	☒ ステークホルダーが認識できるよう努めている。
				☐ ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。	☒ ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。
				☐ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。	☒ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。
					☐ 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。
2	学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	☐ 学習成果を定めている。	☒ 学習成果を定めている。	☒ 学習成果を定めている。	☒ 学習成果を定めている。
			☐ 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	☒ 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	☒ 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。
				☐ 学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている。	☒ 学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。
					☐ 学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	☐ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	☒ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。
			☐ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☒ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	☒ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
				☐ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。	☒ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。
					☐ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	☐ 一部の組織（委員会等）において、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	☐ 全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	☐ 全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	☐ 大学設置法人の長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。
		☐ 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	☐ 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	☐ 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	☐ 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。
判 定 （三つの意見等に記載）		○ 「早急に改善を要すると判断される事項」：チェックの入らない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。 ○ 「向上・充実のための課題」：一部の組織（委員会等）において教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	○ 各基準の評価結果：全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	○ 「特に優れた試みと評価できる事項」：項目 4 の両方にチェックが入った場合、特に優れた試みとして評価する。	同左

学習成果：学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なるものである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成 20 年）」より）。

項目は「基準Ⅰ ミッションと教育の効果」のテーマごとの区分を記載している。

項 目		基準Ⅰ ミッションと教育の効果の テーマごとの区分
1	ミッションを確立している。 教育目的・目標を確立している。	ミッション ミッションを確立している。 高等教育機関として地域・社会に 貢献している。 教育の効果 教育目的・目標を確立している。
2	学 習 成 果（ Student Learning Outcomes）を定めている。	学習成果（ Student Learning Outcomes）を定めている。
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	内部質保証 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。